

神奈川県県営住宅等指定管理者モニタリング委員会の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 神奈川県県営住宅等の指定管理者の指定管理業務（以下「管理業務」という。）の実施状況等について、第三者の立場及び専門的視点から、意見、助言等を聴取することを目的として、神奈川県県営住宅等指定管理者モニタリング委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 指定管理者が実施する管理業務の実施状況に関する事
- (2) 県が実施する管理業務に対するモニタリングの実施状況に関する事
- (3) 指定管理者の募集条件等に関する事
- (4) その他指定管理者制度の運用方法の検討に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、委員5名程度で組織する。

- 2 委員は、学識経験者等の有識者のうちから、知事が選任する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 4 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長の指名により選任する。
- 5 委員長は、委員会における意見をとりまとめる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在のときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第1条に規定する目的を果たすために必要な期間として、選任した日から1年間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項に規定する委員の任期中に、人事異動等のやむを得ない事由により委員を辞さなければならない委員が出る場合は、知事は、学識経験者等の有識者のうちから適当と認められる者をその後任の委員として選任することができる。その場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第5条 委員会は、知事が必要に応じて開催する。

- 2 委員会は、必要に応じて、指定管理者及び住宅営繕事務所長（以下「所長」という。）に対して、管理施設等への立ち入り、管理業務の実施状況等についての必要な説明及び関係書類の提出並びにヒアリングの実施（ヒアリング用説明資料等の作成及び提出、ヒアリングへの出席及びヒアリングでの説明等を含む。）を求めることができる。

3 委員会は、第2条に規定する事項を検討した結果について、県土整備局建築住宅部公共住宅課長及び所長に対し、意見を述べ、または助言等を行う。

(委員の責務)

第6条 委員は、委員会の開催の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県土整備局建築住宅部公共住宅課において処理する。

2 委員の報酬の支払対象期間は任期内において月単位とし、月末締めで取りまとめることとする。また、支給日は原則として会議を開催した日の翌月15日（15日が閉庁日である場合は、翌開庁日）とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月23日から施行する。